

「新型コロナウイルス感染症対策に伴う電子証書交付に関する臨時的取扱い」

(条約証書を有する船舶への対応)

この度道外地域において、交付された証書を本船に届けることが困難となる事象の発生状況が見られました。このため、国土交通省海事局において下記内容のとおり臨時的な取扱いを定めましたのでお知らせします。

1. 適用

対象船舶に備え置かなければならない対象条約証書及び対象国内証書等に適用します。

(1) 対象船舶

新型コロナウイルス感染症拡大又はその対策を起因として、証書を本船に届けることが困難である船舶。

(2) 対象条約証書

① 地方運輸局長等が交付、有効期間の延長、書換及び再交付する条約証書

国際海洋汚染等防止証書（国際油汚染防止証書、ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書、国際污水汚染防止証書、国際大気汚染防止証書、国際水バラスト管理証書、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書）、船舶保安証書、臨時船舶保安証書、免除証書、国際トン数証書 他

② 日本海事協会が交付、書換及び再交付する条約証書

貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、国際満載喫水線証書 他

2. 取扱いの内容

本船に紙面による条約証書の原本が届くまでの間、交付された電子証書を条約証書とします。紙面による条約証書の原本が備え置かれた時点で、電子証書はその効力を失います。

3. 国内証書等の取扱いについて

上記取扱いを行う船舶において、併せて交付される国内証書等の取扱いは以下のとおりとします。

(1) 対象国内証書等

船舶国籍証書、船舶検査証書、臨時変更証、臨時航行許可証、船舶検査手帳、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳 他

(2) 取扱い

紙面による国内証書等を電子化した写しを本船に送付することにより、本船に紙面による国内証書等の原本が備え置かれるまでの間、電子化した写しを国内証書等とみなします。(新型コロナウイルスの感染拡大又はその対策として暫定的、短期的なものであることから、原則として電子化した写しは、従来の紙面による証書に切り替えるものとします。本船に紙面による国内証書等の原本が備え置かれた時点で、電子化した写しはその効力を失います。)

なお、詳細その他ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡下さい。

北海道運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課
電話 011-290-2771 FAX 011-290-1031